

総務課	「カジノ管理委員会委員長代理の決定について」の一部改正（案）について	令和7年9月26日
1. 趣旨 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第221条第2項に基づき、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者（委員長代理）を第1順位に北村博文委員、第2順位に垣水純一委員とすることを定めるもの（別添）。 2. その他 令和7年9月26日から施行する。		

カジノ管理委員会委員長代理の決定について（令和 7 年 1 月 17 日カジノ管理委員会決定）の一部改正案（新旧対照表）

改 正 案	現 行
特定複合観光施設区域整備法（平成 3 0 年法律第 8 0 号）第 2 2 1 条第 2 項に基づき、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を次のとおり定める。 第 1 順位の委員長代理を北村博文委員、第 2 順位の委員長代理を垣水純一委員とする。 （略）	（同左） 委員長代理を北村博文委員とする。 （略）

（参考条文）特定複合観光施設区域整備法（平成 3 0 年法律第 8 0 号）（抄）抜粋

第二百二十一条

委員長は、カジノ管理委員会の会務を総理し、カジノ管理委員会を代表する。

- 2 カジノ管理委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。